

# 令和6年度 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 事業計画

## 1 基本方針

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられ、多方面で長く沈滞した活動が徐々に活性化しつつあります。そのような中でコロナ禍により中断を余儀なくされた社会活動、市民活動も再度動き出してきていますが、新しい生活スタイルの影響もあって、かつての往時の姿にはまだまだ及ばないように感じられます。

さらに、近年の経済・社会変化に伴い、住民のつながりが弱体化し社会的孤立や複合的な課題も顕在化しており、コロナ禍の社会情勢下において生まれた新たな地域生活課題の解決を図るためには、本会の果たすべき役割は重要であり、その解決のため積極的に取り組んでいかなければならないものと考えます。

このような社会情勢と合わせて、ますます進行する少子化、高齢化、また住民のつながりの希薄化による地域活動の担い手の減少という現実を前に、私たち社協が目指す「地域共生社会」の構築に向けた取り組みや地域との協働活動が、否応なしに今後さらに重要になると強く意識させられるところであります。

そのためにも、まずは地域において住民同士の支え合う関係や分野横断的支援の仕組みを構築することで「つながりの回復」や「現制度では対応できない生活課題への対応」を目指す包括的支援体制の中心的役割を担うよう取り組んでまいります。

また、本会の存立に係る喫緊の重要課題である財務状況の改善についても、昨年度に引き続き積極的に取り組み、今後も安定的永続的に地域福祉の中核を担えるよう改革に取り組めます。

そしてなにより重要な本会の使命である「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進していくため、地区（校区）社協、自治会をはじめとする地元関係団体や民生委員・児童委員、福祉委員と連携して、地域を基盤として解決につなげる支援やその仕組みづくりに取り組んでまいります。

## 2 重点事項

### （1）重層的支援体制整備事業の推進（移行事業）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する相談支援、参加支援（社会とのつながりを回復する）、地域づくりに向けた支援を一体的に進め、包括的・重層的な支援体制と様々な支援活動のネットワークの構築を目指します。

令和6年度は、第2層エリアを想定した小地域を単位にモデル・実験地区（3地区予定）を設定し、令和7年度の本格実施に向けた移行準備を進めてまいります。

### （2）生活支援体制整備事業の推進

地域の福祉課題に住民自らが気づき、住民同士のつながりや地域の事業者などに地域福祉活動への参画に向けた働きかけを行い、解決に結びつけていくことができるような

仕組みづくりを住民とともに考え、さらには実践できるような支え合いの地域づくり体制を推進してまいります。

### (3) 日常生活自立支援事業等の推進

福岡県社協が実施主体である「日常生活自立支援事業」、本会独自の「ほっとサービス事業・法人後見事業」を基本に、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等で判断能力が不十分であっても安心して生活できるよう住民にもっとも身近な相談窓口として、迅速かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

### (4) 業務継続計画（BCP）及び「地域福祉活動計画」の策定・推進

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に向けた対応の強化や感染症防止対策を行いながら安定的、継続的なサービスを提供していく観点から、業務継続計画（BCP）と「地域福祉活動計画」の策定及び推進に取り組んでまいります。

### (5) 地域包括ケアシステムの推進

介護などの支援が必要な地域住民へ質の高いケアマネジメントを行い、必要なサービスを切れ目なく提供することでその人らしい生活が継続できるよう、関係機関とのネットワーク構築の強化、デジタル技術の活用、介護人材の確保、定着及び介護現場の生産性向上に努めてまいります。

## 3 事業計画

### 【地域福祉推進事業】

地域福祉活動・権利擁護センター・ボランティアセンターの3つの事業を柱として、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、属性・世代を問わない相談・地域づくりを重層的に構築している体制を整えます。また、地区（校区）社協をはじめ、福祉関係団体と連携しながら「離れていてもつながるしくみ」づくりを模索し、高齢者などの社会参加及び生活支援、介護予防の充実に努めてまいります。

#### (1) 地域福祉活動の基本目標

- ① お互いを大切にし合うひとづくり
  - 1) 各種ボランティア養成講座
  - 2) 認知症サポーター養成講座
  - 3) 小中学生を対象とした福祉体験講座
  - 4) 福祉委員研修
  - 5) ボランティアコーディネート
  - 6) 福祉啓発事業（福祉講座・地域福祉講座）
  - 7) 福祉機器・用具の貸出し
  - 8) 共同募金会への協力

- ② 支え合う地域づくり
  - 1) いきいきサロン活動の充実
  - 2) 子育て広場の充実
  - 3) 世代間交流の拡充
  - 4) 福祉委員による安否確認・定期訪問
  - 5) ふれあいホットラインの更新
  - 6) 災害ボランティアセンターの設置運営

- ③ つながるしくみづくり
  - 1) ホームページや広報誌等での情報提供の充実
  - 2) 日常生活自立支援事業
  - 3) 法人後見事業
  - 4) さまざまな団体との他職種連携
  - 5) 心配ごと相談所開設

## (2) 地区（校区）社協・地域福祉ネットワーク委員会等との協働（継続）

小地域福祉活動の推進のために、地区（校区）社協、地域福祉ネットワーク委員会、民協、自治会長会等に地区担当の生活支援コーディネーターが出席し、情報の収集と提供、課題検討への参画等を継続しながら支援していきます。

## (3) 各地区の小地域福祉活動計画策定支援（継続）

福祉座談会等を通じて、地区担当の生活支援コーディネーターが皆さんとともに地域の福祉課題を明確にし、小地域福祉活動計画の策定を支援します。

## (4) 日常生活自立支援事業と法人後見事業の実施（継続）

住み慣れた場所で自立した生活を継続することができるように、専門員・推進員・生活支援員相互の連携を強化し、サービスを提供するとともに、複合的な課題を抱える利用者については、他の部署や関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けた支援を行います。また、本人の契約能力や利用意思を踏まえ、支援を必要としている人へ適切にサービスを提供できるよう、「生活支援員の養成講座」を行い、事業運営を図ります。

## (5) 生活支援体制整備事業の委託事業（継続）

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置することにより、社会資源の把握や住民同士の助け合いの仕組みづくり、サービスの創出など行ってまいります。

- ・第1層、第2層協議体の開催と研修会、学習会の開催
- ・生活支援サポーターの養成（介護予防サポーター）
- ・新たな社会資源の創出

## **(6) 飯塚市社福連及びふくおかライフレスキュー事業の取り組み（継続）**

市内の社会福祉法人間の相互連携を深めながら、ふれあい・いきいきサロンの支援、小中学校の福祉体験教育の実施、ふくおかライフレスキュー事業の推進に焦点を当て、地域における公益的な取り組みをすすめます。

## **(7) 福祉委員活動の充実（継続）**

地域の要援護者見守りネットワークの中心を担う人材として、市内全域に配置されている福祉委員の活動推進を図るため、研修会の開催などを通して福祉委員活動の普及啓発を進めて参ります。

## **【介護保険・障がい福祉等関連事業】**

高齢者、障がい児・者及び制度の狭間で困難な生活課題を抱える地域住民を対象とした幅広い範囲の事業を実施します。さらに各分野の情報や支援内容の共有を行い、利用者一人一人の悩みや相談に傾聴し、本人だけではなく家族も含めて寄り添いながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

### **(1) 地域包括ケアシステムの構築**

高齢者・障がい者施策の今後の動向を注視しながら、地域包括ケアシステムの具体化のため、関係機関との連携を視野に入れたネットワークの構築を目指します。

### **(2) 感染症対策及び災害対応の強化**

基本的な感染予防対策と予期せぬ災害への対策も講じながら、職員が安心して日常業務に取り組めるよう環境整備に努め、「業務継続計画（BCP）」を基に安全・安心なサービスの提供を継続します。

### **(3) 虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会及び感染症対策委員会の開催**

利用者及び従業者の人権擁護のため、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の中で研修を実施し、「虐待・身体拘束の防止、発生時の検証・再発防止」に、職場全体で包括的に取り組みます。また、感染症対策委員会では「感染症の発生予防及び発生時の感染拡大防止」に備え、研修を実施します。

### **(4) 人材の確保と定着への取り組み**

報酬改定に伴い職員の処遇を着実に改善できるよう取り組みます。また経験や能力に応じた職場内外の研修受講機会を設け個々のスキルアップを図ることで、専門性の高いサービスの提供を目指します。

外国人材の受け入れ環境整備や、ホームページ・広報誌などを活用して求職者へのアピールを強化し、新たなマンパワーの確保に努めます。

## (5) 業務改善への取り組み

ICT（情報通信技術）による情報共有システムやタブレットを活用し、記録業務の負担軽減、事務作業の簡略化及びペーパーレス化を進め、働きやすい職場環境作りに努めます。

経営改善に向け、各事業所で目標数値を設定し、毎月1回行う管理者会議の中で事業収支の状況を把握・分析するとともに、経営上の課題を抽出・共有し、利用者確保に努め、収益バランスの確立を図ります。

## (6) 筑豊地区福祉人材バンクの受託事業

福岡県社協及び関係機関と連携を図りながら、求人・求職情報の提供と福祉・介護分野への就業促進に努めます。

### <介護保険等関連事業一覧>

|                             | 高齢者関連事業   | 障がい児・者関連事業   | その他  |
|-----------------------------|---|--|--|
| 介護保険課<br>(飯塚支所・穂波支所・筑穂支所・他) | <p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業（総合事業を含む）</li> <li>・制度外事業（ホームヘルプ事業）</li> <li>・通所介護事業（総合事業を含む）</li> <li>・特別養護老人ホーム筑穂桜の園運営事業</li> <li>・短期入所生活介護事業</li> </ul> <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・穂波東地域包括支援センター運営事業</li> <li>・筑穂地域包括支援センター運営事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> <li>・要介護認定調査事業</li> <li>・高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）</li> <li>・「食」の自立支援事業（配食サービス）</li> </ul> | <p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業</li> <li>・重度訪問介護事業</li> <li>・同行援護事業</li> <li>・制度外事業（ホームヘルプ事業）</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・生活介護事業</li> <li>・児童発達支援事業</li> </ul> <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業</li> <li>・障がい者配食サービス事業</li> <li>・障害支援区分認定調査事業</li> </ul> | <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筑豊地区福祉人材バンク</li> <li>・ヤングケアラー訪問支援事業</li> </ul> |

## 【法人運営関連事業】

法人が安定して運営出来るよう自主財源の継続等に努めるとともに、社会福祉法や労働基準法の改正にも対応し、職員の労働環境等の改善にも努め、法人全体の経営の見直しを図っていきます。

### （１）筑穂保健福祉総合センターの管理運営

飯塚市との協定書に基づき、引き続き、住民の健康・福祉の増進を図り、地域福祉の拠点として管理運営を行って参ります。

### （２）飯塚市福祉センター伊川の郷の管理運営

福祉センターの運営財源である、飯塚オートレース場内に設置した自動販売機の収益が減少し、福祉センター運営にますますの赤字が見込まれるため、今後のあり方について検討して参ります。

### （３）収益事業の推進

１）現在、令和7年6月までを予定として、飯塚オートレース場のメインスタンドの改修工事が実施されており、その影響で、自動販売機の設置台数減少と設置場所変更等により、減収となっておりますが、貴重な自主財源であることから、6年度においても同施設内自動販売機の継続設置に努めて参ります。

２）有料広告等事業を推進します。（社協だより広告掲載、車輛広告など）

### （４）労働環境の整備

働き方改革関連法に基づき、労働環境の改善及び整備を継続して進めながら、職員の働く意欲を高め、更なる資質向上に努めて参ります。

## 【社協改革連携事業】

本会の持続可能な組織及び財務運営を行っていくため、令和5年度に「社協改革連携室」を設置し、従来から山積する課題解決に向けた取り組みや新たに社協の活躍が期待される活動領域に向けた取り組みを実施してまいりましたが、令和6年度はこれを踏襲し、以下のとおり取り組んでまいります。

### （１）市委託事業「重層的支援体制整備事業（移行準備事業）」の継続推進

（地域課との連携事業）

複雑・複合化した地域生活課題を本人や世帯の属性に係わらず受け止めて、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援に関わる事業として一体的に実施することが求められている「重層的支援体制整備事業（移行準備事業）」の受託にあたり、令和6年度は第2層エリアを想定した小地域を単位にモデル・実験地区（3地区予定）を設定し、令和7年度の本格実施に向けた移行準備を進めてまいります。

## **(2) 県社協委託事業「生活福祉貸付事業（本則・相談支援事業）」の展開業務**

（地域課との連携事業）

令和4年度から生活福祉資金貸付事業本則及び特例貸付（コロナ対策）に係わる相談支援業務を県社協からの受託事業として実施していますが、令和6年度は本会が市より受託する「重層的支援体制整備事業」との有機的連携を念頭に、その位置づけや役割等の認識を深めながら、引き続き関係機関・団体等との連携もと、本則業務と共に事業展開を図ってまいります。

## **(3) 本会所有資産（平恒の土地）の売却処分に係る対応・手続き**

（総務課との連携業務）

本会が所有する平恒の土地については、令和5年度に売却処分にすることが決定しましたが、年度内での売却（競争入札方式）が決まらなかったことから令和6年度は売却内容、方法等について再度協議を行い、その決定に基づいた対応・手続きを進めてまいります。

## **(4) 飯塚市福祉センター伊川の郷の運営課題への取り組み**

（総務課との連携業務）

同センターでは浴場の老朽化に伴い、度重なる故障や不具合等で休止状態が続く中、本会の厳しい財務状況と相まって、令和5年度には浴場を廃止いたしました。今後は、積み残された施設運営上の課題について、その解決に必要な取り組みを進めるとともに、今後のあり方について検討して参ります。

## **(5) その他、社協改革及び改善に必要な業務、事業の推進**